

# あおもり県民カレッジ設置要綱

## (目的)

第1条 県民が、それぞれの興味・関心の高いテーマについて、体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、さらには、学習成果を生かして社会参加できるよう総合的に支援する全県域の学習サービス網として、あおもり県民カレッジ（以下「県民カレッジ」という。）を開設する。

## (組織等)

第2条 県民カレッジは、県民カレッジ本部（以下「本部」という。）及び連携機関をもって組織する。

- 2 本部は、県民カレッジの運営にあたるとともに、学習情報の提供、学習相談、学習機会の提供、単位認定サービス、学習成果の活用支援等の事業を行う。
- 3 連携機関は、本部と連携して学習機会の提供及び学習成果の活用支援等の事業を行う。

## (学長及び本部長)

第3条 県民カレッジに学長及び本部長を置く。

- 2 学長は、青森県知事を充て、県民カレッジを統括し代表する。
- 3 本部長は、青森県教育委員会教育長を充て、本部を総括する。

## (企画運営委員会)

第4条 県民カレッジの運営に関する重要事項を協議するため、企画運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は別に定める。

## (入学者)

第5条 県民カレッジの入学者（以下「入学者」という。）は、原則として県内に居住または勤務し、入学を希望する者とする。

## (諸費用)

第6条 県民カレッジの入学金は、徴収しない。

- 2 前項に定めるもののほか、講座の受講等に伴い、入学者が負担すべき費用等については、各連携機関が個別に定める。

## (事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を青森県総合社会教育センターに置く。

- 2 事務局長は、青森県総合社会教育センター所長を充て、事務局を総括する。

- 3 事務局長は、所掌する事務の一部を、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に青森県総合社会教育センターの管理を行わせることとした場合の指定管理者の責任者に委任することができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成9年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。